泉大津市議会平成30年第３回定例会会議事項

（平成30年９月12日）

会　　議　　事　　項

種　別	番　号	事　　件　　名	ページ
報　告	１４	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	1
同	１５	平成２９年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件	7
同	１６	平成２９年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	9
議　案	４９	泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の件	１１
同	５０	泉大津市手数料条例の一部改正の件	１７
同	５１	泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	２９
同	５２	泉大津市立総合体育館条例の一部改正の件	３５
同	５３	旧市民会館及び消防本部解体工事請負契約の一部変更の件	４１
同	５４	平成３０年度泉大津市一般会計補正予算の件	４７
同	５５	平成３０年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	７９
同	５６	平成２９年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件	９３
認　定	1	平成２９年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件	９７
同	2	平成２９年度泉大津市水道事業会計決算認定の件	９９
同	3	平成２９年度泉大津市病院事業会計決算認定の件	１０１

報告第１４号

専　決　処　分　報　告　の　件

次の事件は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

専　決　番　号	８
専 決 年 月 日	平成３０年８月７日
事　　件　　名	損害賠償の額の決定及び和解の件

専決第８号

損害賠償の額の決定及び和解の件

平成３０年３月１４日午後２時４５分頃、泉大津市板原町五丁目８７９番２地先路上において発生した道路事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治２９年法律第８９号）第６９５条の規定により和解する。

平成３０年８月７日専決

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

１　損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

２　相手方の住所氏名

※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※

「別　紙」

損害賠償の額（和解金額）

区　　分	金　　額	備　　考
―	２７９，５９０円	自動車補修費
計	２７９，５９０円	

報告第１５号

平成２９年度泉大津埠頭株式会社経営報告の件

平成２９年度泉大津埠頭株式会社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、市議会に報告する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

報告第１６号

平成２９年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

平成２９年度泉大津市土地開発公社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、市議会に報告する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

議案第４９号

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の件

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機により、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を行うことに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る手続を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例（平成５年泉大津市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１５条の次に次の１条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第１５条の２　前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附　則

この条例は、平成３１年５月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機により、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を行うことに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る手続を定めるものであること。

１　多機能端末機による印鑑登録証明書の交付

印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを使用して、多機能端末機を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるとするものであること。（第１５条の２関係）

２　施行期日

この条例（案）は、平成３１年５月１日から施行するものであること。

泉大津市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　行
第１５条　（略） （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第１５条の２　前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	第１５条　（略）

議案第５０号

泉大津市手数料条例の一部改正の件

泉大津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５２号）による介護保険法（平成９年法律第１２３号）の一部改正により、共生型居宅サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び共生型介護予防サービス事業者の特例が設けられたことに伴い、これらの特例の適用を受ける事業者の指定申請に係る手数料を定めるとともに、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機により、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を行うことに伴い、多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市手数料条例の一部を改正する条例（案）

第１条　泉大津市手数料条例（平成１２年泉大津市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表２５の項中「指定申請」の次に「(次の項に該当するものを除く。)」を加える。

別表中７３の項を７７の項とし、４１の項から７２の項までを４項ずつ繰り下げ、４０の項を４３の項とし、同項の次に次のように加える。

４４　介護保険法第７２条の２第１項本文の規定の適用を受ける指定居宅サービス事業者の指定申請及び同法第１１５条の２の２第１項本文の規定の適用を受ける指定介護予防サービス事業者の指定申請を同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。）	１件につき　１０，０００円

別表中３９の項を４２の項とし、３６の項から３８の項までを３項ずつ繰り下げ、同表３５の項中「指定申請」の次に「(次の項に該当するものを除く。)」を加え、同項を同表３７の項とし、同項の次に次のように加える。

３８　介護保険法第１１５条の２第１項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請であって、同法第１１５条の２の２第１項本文の規定の適用を受けるもの	１件につき　１０，０００円

別表中３４の項を３６の項とし、３０の項から３３の項までを２項ずつ繰り下げ、同表２９の項中「指定申請である場合」を「もの及び次の項に該当するもの」に改め、同項を同表３０の項とし、同項の次に次のように加える。

３１　介護保険法第７８条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請であって、同法第７８条の２の２第１項本文の規定の適用を受けるもの（本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。）	１件につき　１０，０００円

別表中２８の項を２９の項とし、２７の項を２８の項とし、２６の項を２７の項とし、２５の項の次に次のように加える。

２６　介護保険法第７０条第１項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請であって、同法第７２条の２第１項本文の規定の適用を受けるもの	１件につき　１０，０００円

別表備考中「７２の項」を「７６の項」に改める。

第２条　泉大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

第５条中「書類」の次に「(以下「証明書等」という。)」を加える。

第７条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による請求については、適用しない。

別表２の項、６の項、１０の項及び１８の項中「３００円」の次に「(多機能端末機による交付の場合にあっては、２００円)」を加え、同表５７の項中「４５０円」の次に「(多機能端末機による交付の場合にあっては、３５０円)」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例中第１条の規定は平成３０年１０月１日から、第２条の規定は平成３１年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の別表２６の項、３１の項、３８の項及び４４の項に規定する手数料は、平成３０年１０月１日以後に申請を受理するものから適用する。

（参　考）

泉大津市手数料条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により、共生型居宅サービス事業者、共生型地域密着型サービス事業者及び共生型介護予防サービス事業者（以下「共生型サービス事業者」という。）の特例が設けられたことに伴い、これらの特例の適用を受ける事業者の指定申請（以下「特例指定申請」という。）に係る手数料を定めるとともに、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等の多機能端末機により、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を行うこと（以下「証明書等のコンビニ交付の実施」という。）に伴い、多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料を定めるものであること。

１　共生型サービス事業者の特例が設けられたことに伴う改正

共生型サービス事業者の特例指定申請に係る手数料について、次のとおり定めるものであること。（第１条の規定による別表２６の項、３１の項、３８の項及び４４の項関係）

<table>
<tr><th>特例指定申請の種別</th><th colspan="2">新規指定</th></tr>
<tr><td>共生型居宅サービス事業者</td><td rowspan="2">同時申請
１０，０００円</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td>共生型介護予防サービス事業者</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td>共生型地域密着型サービス事業者</td><td colspan="2">１０，０００円</td></tr>
</table>

２　証明書等のコンビニ交付の実施に伴う改正

⑴　多機能端末機から証明書等の交付を行う場合の手数料について、次のとおり定めるものであること。（第２条の規定による別表２の項、６の項、１０の項、１８の項及び５７の項関係）

<table>
<tr><th>証明書等</th><th>多機能端末機による交付を行う場合の手数料</th></tr>
<tr><td>課税証明書</td><td rowspan="4">１件につき　２００円
（窓口交付の場合　１件につき　３００円）</td></tr>
<tr><td>住民票記載事項証明書</td></tr>
<tr><td>印鑑登録証明書</td></tr>
<tr><td>住民票及び戸籍附票の写し</td></tr>
<tr><td>戸籍謄本（抄本）証明書</td><td>１件につき　３５０円
（窓口交付の場合　１件につき　４５０円）</td></tr>
</table>

⑵　多機能端末機から証明書等の交付を行う場合においては、手数料の免除規定は、適用しないとするものであること。（第２条の規定による第７条第２項関係）

３　附則に関する事項

⑴　施行期日

１は平成３０年１０月１日から、２は平成３１年５月１日から施行するものであること。（附則第１項）

⑵　経過措置

１の施行に関し、所要の経過措置を定めるものであること。（附則第２項）

泉大津市手数料条例新旧対照表

第１　泉大津市手数料条例新旧対照表（第１条関係）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr>
<tr><td>1～24　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>25　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７０条第１項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請（次の項に該当するものを除く。）</td><td>１件につき　30,000 円</td></tr>
<tr><td>26　介護保険法第７０条第１項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請であって、同法第７２条の２第１項本文の規定の適用を受けるもの</td><td>１件につき　10,000 円</td></tr>
<tr><td>27～29　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>30　介護保険法第７８条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請（本市の区域外に所在する事業所に係るもの及び次の項に該当するものを除く。）</td><td>１件につき　30,000 円</td></tr>
<tr><td>31　介護保険法第７８</td><td>１件につき　10,000 円</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr>
<tr><td>1～24　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>25　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７０条第１項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請</td><td>１件につき　30,000 円</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>26～28　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>29　介護保険法第７８条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請である場合を除く。）</td><td>１件につき　30,000 円</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改　正　案		現　行	
条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請であって、同法第７８条の２の２第１項本文の規定の適用を受けるもの（本市の区域外に所在する事業所に係るものを除く。）			
32～36　（略）	（略）	30～34　（略）	（略）
37　介護保険法第１１５条の２第１項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請（次の項に該当するものを除く。）	１件につき　30,000円	35　介護保険法第１１５条の２第１項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請	１件につき　30,000円
38　介護保険法第１１５条の２第１項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請であって、同法第１１５条の２の２第１項本文の規定の適用を受けるもの	１件につき　10,000円		
39～43　（略）	（略）	36～40　（略）	（略）
44　介護保険法第７２条の２第１項本文の規定の適用を受ける指定居宅サービス事業者の指定申請及び同法第１１５条の２	１件につき　10,000円		

改　正　案		現　行	
の２第１項本文の規定の適用を受ける指定介護予防サービス事業者の指定申請を同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。）			
45～77　（略）	（略）	41～73　（略）	（略）
備考　７６の項の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを１件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。		備考　７２の項の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを１件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。	

第２　泉大津市手数料条例新旧対照表（第２条関係）

改　正　案	現　行
（郵便による送付） 第５条　郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類（以下「証明書等」という。）の送付を求めようとする者から、第２条に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 （手数料の免除）	（郵便による送付） 第５条　郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から、第２条に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 （手数料の免除）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>第７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。
⑴～⑹　（略）
２　前項の規定は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による請求については、適用しない。</td><td>第７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。
⑴～⑹　（略）</td></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td>1　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2　租税、公課に関する証明（課税標準に関する証明を含む。）</td><td>１件につき　300 円
（多機能端末機による交付の場合にあっては、200 円）</td></tr><tr><td>3～5　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6　住所に関する証明</td><td>１件につき　300 円
（多機能端末機による交付の場合にあっては、200 円）</td></tr><tr><td>7～9　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>10　印鑑に関する証明</td><td>１件につき　300 円
（多機能端末機による交付の場合にあっては、200 円）</td></tr><tr><td>11～17　（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）
<table><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td>1　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2　租税、公課に関する証明（課税標準に関する証明を含む。）</td><td>１件につき　300 円</td></tr><tr><td>3～5　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6　住所に関する証明</td><td>１件につき　300 円</td></tr><tr><td>7～9　（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>10　印鑑に関する証明</td><td>１件につき　300 円</td></tr><tr><td>11～17　（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

改　正　案		現　行	
18　住民票及び戸籍附票の写し	1件につき　300円 （多機能端末機による交付の場合にあっては、200円）	18　住民票及び戸籍附票の写し	1件につき　300円
19～56　（略）	（略）	19～56　（略）	（略）
57　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき　450円 （多機能端末機による交付の場合にあっては、350円）	57　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき　450円
58～77　（略）	（略）	58～77　（略）	（略）
備考　（略）		備考　（略）	

議案第５１号

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５２号）による介護保険法（平成９年法律第１２３号）の一部改正により、共生型地域密着型サービス事業者の特例が設けられたことに伴い、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年泉大津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４項第１号」の次に「、第７８条の２の２第１項各号」を、「基準並びに」の次に「指定地域密着型サービスの」を加える。

第４条中「法」の次に「第７８条の２の２第１項各号並びに」を加える。

第６条中「第４項第１号」の次に「、第７８条の２の２第１項各号」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により、共生型地域密着型サービス事業者の特例が設けられたことに伴い、規定の整備を行うものであること。

１　改正内容

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠条項に、共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る条項を加えるものであること。（第１条、第４条及び第６条関係）

２　施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号、第７８条の２の２第１項各号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第４条　法第７８条の２の２第１項各号並びに第７８条の４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）に定めるところによる。	（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準） 第４条　法第７８条の４第１項及び第２項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）に定めるところによる。
（市外に所在する事業所に係る基準の特例）	（市外に所在する事業所に係る基準の特例）

改　正　案	現　行
第６条　市長は、地域密着型サービス事業を行う者から法第７８条の２第１項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事業所が本市の区域外にあるときは、当該事業所の所在地である市町村が法第７８条の２第１項及び第４項第１号、第７８条の２の２第１項各号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき当該市町村の条例で定める基準により指定することができる。	第６条　市長は、地域密着型サービス事業を行う者から法第７８条の２第１項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事業所が本市の区域外にあるときは、当該事業所の所在地である市町村が法第７８条の２第１項及び第４項第１号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき当該市町村の条例で定める基準により指定することができる。

議案第５２号

泉大津市立総合体育館条例の一部改正の件

泉大津市立総合体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

理　由

総合体育館の利用に当たって使用者の利便性向上を図るため、使用料について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第　　号

泉大津市立総合体育館条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市立総合体育館条例（昭和５９年泉大津市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表使用料金表２個人使用料（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

２　個人使用料

（基本料）

区　分	トレーニング室	トレーニング室以外			
	9～21 時	午前	午後①	午後②	夜間
		9～１２時	１２～１５時	１５～１８時	１８～２１時
一般	1 回(3 時間以内) 300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
小・中学生		150 円	150 円	150 円	150 円

附　則

この条例は、平成３０年１０月１日から施行する。

（参　考）

泉大津市立総合体育館条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、総合体育館の利用に当たって使用者の利便性向上を図るため、使用料について所要の改正を行うものであること。

１　個人使用料の改正

個人使用料に、トレーニング室の使用料の区分を設けるものであること。（別表関係）

区　分	トレーニング室
	９～２１時
一　般	１回（３時間以内）　３００円

２　施行期日

この条例（案）は、平成３０年１０月１日から施行するものであること。

泉大津市立総合体育館条例新旧対照表

改　正　案

（別表）

使用料金表

1　団体使用料　（略）

2　個人使用料

（基本料）

区　分	トレーニング室	トレーニング室以外			
	9～21時	午前	午後①	午後②	夜間
		9～12時	12～15時	15～18時	18～21時
一般	1回（3時間以内）300円	300円	300円	300円	300円
小・中学生		150円	150円	150円	150円

備考　（略）

3　附属設備使用料　（略）

現　行

（別表）

使用料金表

1　団体使用料　（略）

2　個人使用料

（基本料）

区　分	午前	午後①	午後②	夜間
	9～12時	12～15時	15～18時	18～21時
一般	300円	300円	300円	300円
小・中学生	150円	150円	150円	150円

備考　（略）

3　附属設備使用料　（略）

議案第５３号

旧市民会館及び消防本部解体工事請負契約の一部変更の件

平成２９年１２月１５日議決に係る旧市民会館及び消防本部解体工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年泉大津市条例第６号）第２条の規定により、市議会の議決を求める。

平成３０年9月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

記

１　契 約 金 額　　変更前　５４０，５１２，７８４円
　　変更後　５８３，８３０，７２０円

２　契約の相手方　　住　所　大阪市西区阿波座一丁目９番９号
　　名　称　ＴＳＵＣＨＩＹＡ株式会社関西支社
　　執行役員支社長　増　田　亮　一

（参　考）

変　更　理　由

旧市民会館及び消防本部解体工事については、工事進捗に伴い、設計当初では確認できない部分において、想定を上回る湧水による土留工事のための鋼矢板打設範囲の追加、地中障害物の発見及び消防庁舎東側歩道の安全対策として横断防止柵設置等による追加工事が生じたことにより、当該請負契約の一部変更を行い、契約金額を増額するものである。

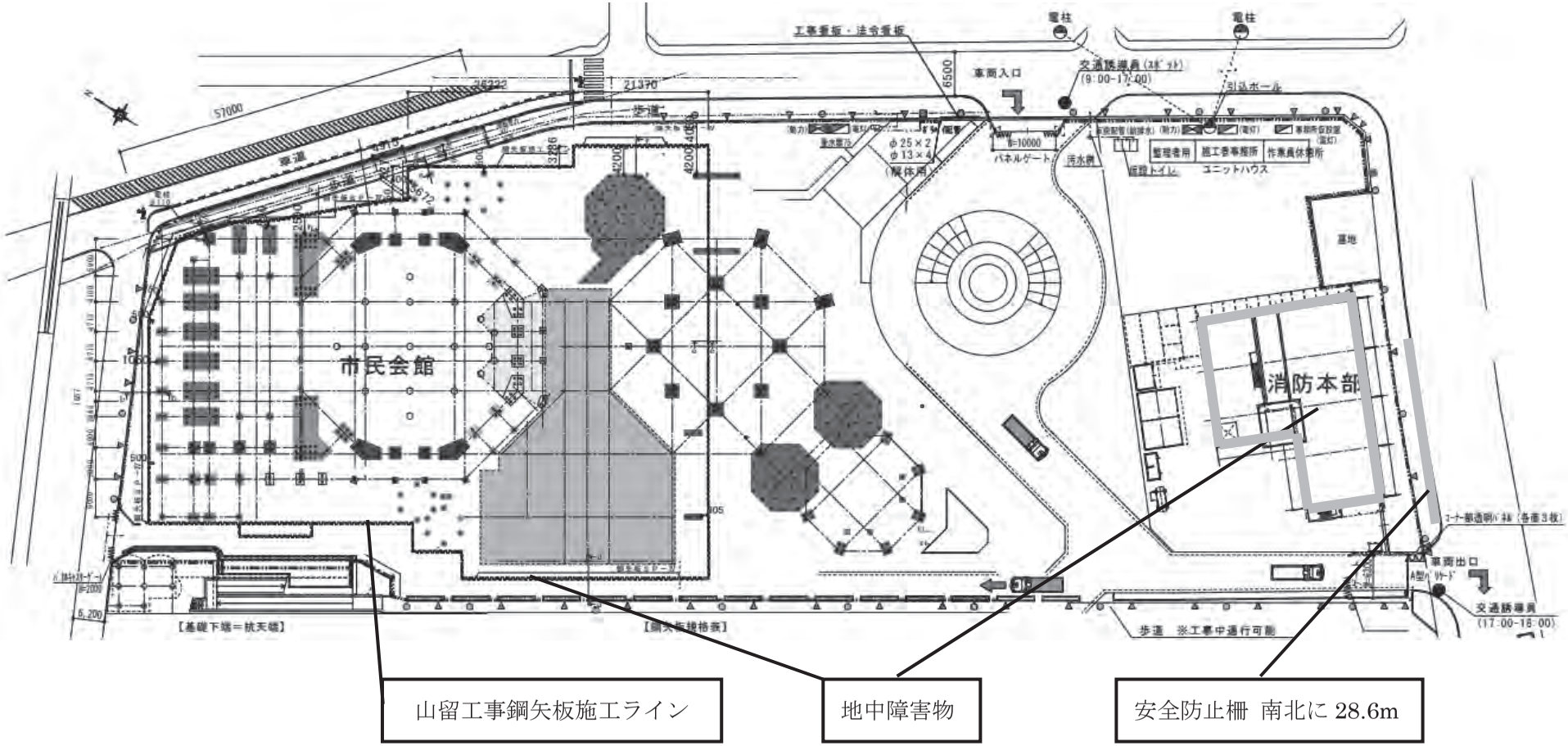
工事看板・法令看板
電柱
電柱
車両入口
交通誘導員（スポット）
（9:00-17:00）
引込ポール
歩道
車道
市民会館
消防本部
基地
ユニットハウス
整理者用
施工者事務所
作業員休憩所
仮設トイレ
汚水槽
パネルゲート
φ25×2
φ13×4
（解体用）
車両出口
交通誘導員
（17:00-18:00）
歩道　※工事中通行可能
【基礎下端＝杭天端】
【鋼矢板根入れ】
山留工事鋼矢板施工ライン
地中障害物
安全防止柵　南北に 28.6m

平成30年度泉大津市一般会計補正予算

（補正第３号）

議案第５４号

平成３０年度泉大津市一般会計補正予算

平成３０年度泉大津市一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９，３４６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，３９９，８０９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13 国庫支出金		5,049,867	32,900	5,082,767
	2 国庫補助金	418,047	16,900	434,947
	3 委託金	23,041	16,000	39,041
14 府支出金		1,808,876	1,968	1,810,844
	2 府補助金	434,607	1,968	436,575
15 財産収入		92,078	3,999	96,077
	1 財産運用収入	90,068	3,999	94,067
17 繰入金		528,301	57	528,358
	1 基金繰入金	500,755	57	500,812
19 諸収入		378,257	422	378,679
	5 雑入	334,402	422	334,824
歳　入　合　計		26,360,463	39,346	26,399,809

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　議会費		264,449	1,067	265,516
	1　議会費	264,449	1,067	265,516
2　総務費		2,234,911	6,057	2,240,968
	1　総務管理費	1,709,028	2,058	1,711,086
	8　テクスピア大阪管理運営費	60,003	3,999	64,002
3　民生費		12,557,722	1,620	12,559,342
	1　社会福祉費	4,424,476	0	4,424,476
	2　児童福祉費	4,027,539	1,620	4,029,159
4　衛生費		2,616,999	10,807	2,627,806
	1　保健衛生費	551,852	2,107	553,959
	2　清掃費	1,100,312	8,700	1,109,012
7　土木費		2,647,377	15,706	2,663,083
	4　都市計画費	544,433	15,706	560,139
8　消防費		748,206	1,463	749,669
	1　消防費	748,206	1,463	749,669
9　教育費		1,793,555	2,626	1,796,181

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1　教育総務費	486,821	2,050	488,871
	6　保健体育費	105,328	0	105,328
	7　人権教育指導費	1,317	576	1,893
歳　　出　　合　　計		26,360,463	39,346	26,399,809

第２表 債務負担行為補正

追加

事　　項	期　　間	限 度 額
会計年度任用職員制度導入のための例規整備支援業務委託事業費	平成30年度～平成31年度	1,080 千円

平成30年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

（補正第３号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
13 国庫支出金	５，０４９，８６７
14 府支出金	１，８０８，８７６
15 財産収入	９２，０７８
17 繰入金	５２８，３０１
19 諸収入	３７８，２５７
歳　入　合　計	２６，３６０，４６３

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
３２，９００	５，０８２，７６７
１，９６８	１，８１０，８４４
３，９９９	９６，０７７
５７	５２８，３５８
４２２	３７８，６７９
３９，３４６	２６，３９９，８０９

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
1 議会費	264,449	1,067
2 総務費	2,234,911	6,057
3 民生費	12,557,722	1,620
4 衛生費	2,616,999	10,807
7 土木費	2,647,377	15,706
8 消防費	748,206	1,463
9 教育費	1,793,555	2,626
歳　出　合　計	26,360,463	39,346

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
265,516				1,067
2,240,968	16,000		3,999	△13,942
12,559,342				1,620
2,627,806	12,023		△1,578	362
2,663,083				15,706
749,669				1,463
1,796,181	6,845			△4,219
26,399,809	34,868		2,421	2,057

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 5,049,867	千円 32,900	千円 5,082,767

（款）13 国庫支出金

（項）2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
3 衛生費国庫補助金	778	10,278	11,056
6 教育費国庫補助金	30,613	6,622	37,235
計	418,047	16,900	434,947

（項）3 委託金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費委託金	345	16,000	16,345
計	23,041	16,000	39,041

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,808,876	千円 1,968	千円 1,810,844

（款）14 府支出金

（項）2 府補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
2 民生費府補助金	365,050	0	365,050
3 衛生費府補助金	2,705	487	3,192

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 保健衛生費補助金	10,278	地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業補助金 3,700 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業補助金 6,578
5 保健体育費補助金	6,622	地方スポーツ振興費補助金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 総務管理費委託金	16,000	業務改革モデル事業委託金

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 社会福祉費補助金	0	重度障がい者医療費等助成事業補助金 △6,100 老人医療費等助成事業補助金 6,100
1 保健衛生費補助金	487	大阪府造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金

（款） 13 国庫支出金　　（項） 2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
8 教育費府補助金	27,868	1,481	29,349
計	434,607	1,968	436,575

補　正　前	補　正　額	計
千円 92,078	千円 3,999	千円 96,077

（款） 15 財産収入

（項） 1 財産運用収入

目	補正前の額	補　正　額	計
2 財産貸付収入	86,900	3,999	90,899
計	90,068	3,999	94,067

補　正　前	補　正　額	計
千円 528,301	千円 57	千円 528,358

（款） 17 繰入金

（項） 1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 財政調整基金繰入金	257,488	2,057	259,545
9 地域環境基金繰入金	64,054	△2,000	62,054

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 教育総務費補助金	1,481	地域ぐるみの学校安全体制整備補助金 54 帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金 576 アウトリーチ型家庭教育支援モデル事業費補助金 650 道徳教育推進事業費補助金 201

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 土地建物貸付収入	3,999	テクスピア大阪施設貸付収入

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 財政調整基金繰入金	2,057	財政調整基金繰入金
1 地域環境基金繰入金	△2,000	地域環境基金繰入金

（款） 14 府支出金　　（項） 2 府補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
計	500,755	57	500,812

補　正　前	補　正　額	計
千円 378,257	千円 422	千円 378,679

（款） 19 諸収入

（項） 5 雑入

目	補正前の額	補　正　額	計
1 雑入	334,402	422	334,824
計	334,402	422	334,824

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 雑入	422	自動車・建物損害共済災害共済金

（款） 17 繰入金　　（項） 1 基金繰入金

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 264,449	千円 1,067	千円 265,516

（款）1 議会費

（項）1 議会費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 議会費	264,449	1,067	265,516				1,067
計	264,449	1,067	265,516				1,067

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,234,911	千円 6,057	千円 2,240,968

（款）2 総務費

（項）1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,199,946	1,080	1,201,026				1,080
4 広報費	86,793	843	87,636				843
9 企画調査費	73,271	135	73,406	16,000			△15,865
計	1,709,028	2,058	1,711,086	16,000			△13,942

（項）8 テクスピア大阪管理運営費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 テクスピア大阪管理運営費	14,000	2,914	16,914			2,914	

（単位：千円）

節		説明			
区分	金額	事業別区分		内訳	
3 職員手当等	1,067	2 議員人件費	1,067	3 職員手当等 期末手当	1,067

節		説明			
区分	金額	事業別区分		内訳	
13 委託料	1,080	2 一般事務事業（人事課）	1,080	13 委託料 会計年度任用職員制度導入のための例規整備支援業務委託料	1,080
12 役務費	843	1 広報活動事業	843	12 役務費 広告料	843
9 旅費	135	9 業務改革推進事業	135	9 旅費 普通旅費	135

節		説明			
区分	金額	事業別区分		内訳	
14 使用料及び賃借料	2,914	1 テクスピア大阪管理運営事業	2,914	14 使用料及び賃借料 共益費	2,914

（款） 1 議会費　　（項） 1 議会費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 テクスピア大阪産業振興整備基金費	46,003	1,085	47,088			1,085	
計	60,003	3,999	64,002			3,999	

補　正　前	補　正　額	計
千円 12,557,722	千円 1,620	千円 12,559,342

（款）3 民生費

（項）1 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 老人医療助成費	64,615	12,200	76,815	6,100			6,100
8 障がい者福祉費	249,465	△12,200	237,265	△6,100			△6,100
計	4,424,476	0	4,424,476				

（項）2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	1,091,613	1,620	1,093,233				1,620
計	4,027,539	1,620	4,029,159				1,620

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
25 積立金	1,085	1 テクスピア大阪産業振興整備基金積立事業 1,085	25 積立金 1,085 テクスピア大阪産業振興整備基金積立金

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
12 役務費 20 扶助費	200 12,000	1 老人医療費助成事業 12,200	12 役務費 200 診療報酬審査支払事務手数料 20 扶助費 12,000 医療費
12 役務費 20 扶助費	△200 △12,000	6 重度障がい者医療費助成事業 △12,200	12 役務費 △200 診療報酬審査支払事務手数料 20 扶助費 △12,000 医療費

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
13 委託料	1,620	24 あしゆびプロジェクト事業（こども育成課） 1,620	13 委託料 1,620 体操プログラム作成委託料

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,616,999	千円 10,807	千円 2,627,806

（款）4 衛生費

（項）1 保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 予防費	191,599	487	192,086	487			
3 母子保健事業費	110,816	0	110,816	1,258			△1,258
4 介護予防費	19,177	1,620	20,797				1,620
計	551,852	2,107	553,959	1,745			362

（項）2 清掃費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	443,185	422	443,607			422	
5 地域環境基金活用事業費	80,504	8,278	88,782	10,278		△2,000	
計	1,100,312	8,700	1,109,012	10,278		△1,578	

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
19 負担金、補助及び交付金	487	3 予防接種事業（子育て応援課） 487	19 負担金、補助及び交付金 487 造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金
		5 あしゆびプロジェクト事業（子育て応援課） 0	
13 委託料	1,620	3 あしゆびプロジェクト事業（高齢介護課） 1,620	13 委託料 1,620 体操プログラム作成委託料

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
11 需用費	422	4 中央公衆便所維持管理事業 422	11 需用費 422 修繕料
13 委託料	8,278	26 新エネルギー導入促進事業 8,278	13 委託料 8,278 新エネルギー啓発事業委託料

補　正　前	補　正　額	計
千円 2,647,377	千円 15,706	千円 2,663,083

（款） 7 土木費

（項） 4 都市計画費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	169,033	15,706	184,739				15,706
計	544,433	15,706	560,139				15,706

補　正　前	補　正　額	計
千円 748,206	千円 1,463	千円 749,669

（款） 8 消防費

（項） 1 消防費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	723,865	1,463	725,328				1,463
計	748,206	1,463	749,669				1,463

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
13 委託料	15,706	8 市民会館跡地等整備事業 15,706	13 委託料 15,706 予備調査委託料 10,906 都市計画変更業務委託料 4,800

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
11 需用費 18 備品購入費	984 479	2 一般事務事業（消防本部） 984	11 需用費 984 消耗品費
		6 火災消火事業 479	18 備品購入費 479 器具購入費

（款） 7 土木費　　（項） 4 都市計画費

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,793,555	千円 2,626	千円 1,796,181

（款）9 教育費

（項）1 教育総務費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 教育支援センター費	31,877	1,757	33,634	650			1,107
4 教育指導費	62,930	293	63,223	255			38
計	486,821	2,050	488,871	905			1,145

（項）6 保健体育費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 体育振興費	27,707	0	27,707	5,364			△5,364
計	105,328	0	105,328	5,364			△5,364

（単位：千円）

節		説明			
区分	金額	事業別区分		内訳	
1 報酬 8 報償費 9 旅費 11 需用費	1,083 585 24 65	3 教育相談事業	1,107	1 報酬 嘱託報酬	1,083
				9 旅費 費用弁償	24
		7 家庭教育支援事業	650	8 報償費 家庭教育支援員謝礼	585
				11 需用費 消耗品費 印刷製本費	65 35 30
8 報償費 9 旅費 11 需用費	92 149 52	5 明日を拓く学校づくり推進事業	201	9 旅費 費用弁償	149
				11 需用費 消耗品費	52
		13 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	92	8 報償費 スクールガードリーダー報償費	92

節		説明			
区分	金額	事業別区分		内訳	
		7 運動・スポーツ習慣促進事業	0		

（項）7 人権教育指導費

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校人権教育費	1,317	576	1,893	576			
計	1,317	576	1,893	576			

（単位：千円）

節		説　　明			
区　　分	金　　額	事　業　別　区　分		内　　訳	
8　報償費	576	1　学校人権教育事業	576	8　報償費 講師謝礼	576

（款）　9　教育費　　（項）　7　人権教育指導費

給　与　費　明　細　書

特　別　職

区分		職員数	給与費						共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当	合計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	長等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議員	16	106,683		46,406			153,089	40,561	193,650	
	その他の特別職	743	443,490					443,490	68,435	511,925	
	計	762	550,173	23,898	57,203	1,714	3,191	636,179	115,935	752,114	
補正前	長等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議員	16	106,683		45,339			152,022	40,561	192,583	
	その他の特別職	742	442,407					442,407	68,435	510,842	
	計	761	549,090	23,898	56,136	1,714	3,191	634,029	115,935	749,964	
比較	長等										
	議員				1,067			1,067		1,067	
	その他の特別職	1	1,083					1,083		1,083	
	計	1	1,083		1,067			2,150		2,150	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　項		限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期　間	金　額	期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
会計年度任用職員制度導入のための例規整備支援業務委託事業費	補正前									
	補正後	1,080			平成30年度～平成31年度	1,080				1,080
合　計	補正額	1,080				1,080				1,080
	補正前の額	10,581,974		3,134,465		3,437,230	16,110		126,336	3,294,784
	計	10,583,054		3,134,465		3,438,310	16,110		126,336	3,295,864

平成30年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

（補正第１号）

議案第５５号

平成３０年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

平成３０年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６２，６２４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，３０２，２１８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 繰入金		807,071	62,624	869,695
	2 基金繰入金	0	62,624	62,624
歳　入　合　計		5,239,594	62,624	5,302,218

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6　諸支出金		1,402	62,624	64,026
	1　償還金及び還付加算金	1,402	62,624	64,026
歳　　出　　合　　計		5,239,594	62,624	5,302,218

平成30年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

（補正第１号）

歳　入　歳　出　補　正　予　算

1　総　　括

歳　　入

款	補　正　前　の　額
6 繰入金	８０７，０７１
歳　入　合　計	５，２３９，５９４

事　項　別　明　細　書

（単位：千円）

補　正　額	計
６２，６２４	８６９，６９５
６２，６２４	５，３０２，２１８

歳　　出

款	補正前の額	補 正 額
6 諸支出金	1,402	62,624
歳　　出　　合　　計	5,239,594	62,624

（単位：千円）

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
64,026				62,624
5,302,218				62,624

2　歳　　入

補　正　前	補　正　額	計
千円 807,071	千円 62,624	千円 869,695

（款）6 繰入金

（項）2 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	0	62,624	62,624
計	0	62,624	62,624

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 介護給付費準備基金繰入金	62,624	介護給付費準備基金繰入金

3　歳　　出

補　正　前	補　正　額	計
千円 1,402	千円 62,624	千円 64,026

（款）6 諸支出金

（項）1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補　正　額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 償還金	1	62,624	62,625				62,624
計	1,402	62,624	64,026				62,624

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額	事　業　別　区　分	内　　訳
23　償還金、利子及び割引料	62,624	1　国庫支出金等返還金事業　62,624	23　償還金、利子及び割引料返還金　62,624

（款）　6　諸支出金　　（項）　1　償還金及び還付加算金

議案第５６号

平成２９年度泉大津市水道事業会計剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、平成２９年度泉大津市水道事業会計に係る利益剰余金を、別紙（案）のとおり資本金に組み入れる処分の議決を求める。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

「別　紙」

平成２９年度泉大津市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	4,585,619,426	318,067,035	626,392,268
議会の議決による処分額	564,082,593	0	△564,082,593
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	5,149,702,019	318,067,035	（繰越利益剰余金） 62,309,675

認定第１号

平成２９年度泉大津市一般会計及び特別会計決算認定の件

平成２９年度泉大津市一般会計及び特別会計決算（別冊）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、市議会の認定に付する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

認定第２号

平成２９年度泉大津市水道事業会計決算認定の件

平成２９年度泉大津市水道事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、市議会の認定に付する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一

認定第３号

平成２９年度泉大津市病院事業会計決算認定の件

平成２９年度泉大津市病院事業会計決算（別冊）を地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、市議会の認定に付する。

平成３０年９月１２日提出

泉大津市長　　南　出　賢　一